

## 7 新たに農業を始めたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

▶【事業名：新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金】

### 対象となる方

都道府県が認める研修機関(道府県農業大学校、先進農家等)で研修を受ける方で、要件を全て満たす方が対象です。

※ 研修機関の詳細は、就農に関するポータルサイトで確認できます。

#### 【主な要件】

- ① 原則として就農予定時の年齢が49歳以下の方
- ② 概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
  - ・ 独立・自営就農（次ページ参照）し、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になる方
  - ・ 農業法人等に雇用されて就農する方
  - ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承する方 農業法人の場合は共同経営者になる方または、独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者になる方
- ④ 研修中の怪我等に備えて傷害保険へ加入する方

### 支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長2年間  
（定額）

※国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長することができます。

※常勤の雇用契約を締結している場合や前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が600万円を超える場合は原則対象になりません。

※以下の場合は返還となります。

- ・適切な研修を行っていない場合
- ・研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合



### お問い合わせ先

- ・都道府県、市町村の農政担当窓口
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農支援G（TEL：03-3502-6469）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

▶【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】

### 対象となる方

農業を始めて間もない方で、要件を全て満たす方が対象です。

#### 【主な要件】

- ① 市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方
- ② 原則として49歳以下で独立・自営就農する方
- ③ 就農する市町村の「人・農地プラン」に中心経営体として位置付けられている方（見込みも可）、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ④ 前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下の方

- ※ 独立・自営就農とは、以下の条件を全て満たすことを指します。
- ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
  - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
  - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
  - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること

（なお、親等の経営を継承する場合であっても、上記の要件を満たし、親等の経営に従事してから5年以内に継承し、新規参入者と同等のリスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うと市町村長に認められる場合は、交付対象となります。）

### 支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長3年間（定額）



- ※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。
- ※ 以下の場合は返還となります。
  - ・適切な営農活動を行っていない場合
  - ・交付終了後、交付期間と同期間の営農を継続しない場合
- ※ 就農後に前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が600万円を超えた場合は、原則交付停止となります。（交付停止となった翌年に、前年の世帯所得が600万円以下となった場合は、交付を再開することができます。）

**お問い合わせ先** ・市町村の農政担当窓口  
 ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農支援G（TEL：03-3502-6469）

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

▶【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業】

## 対象となる方

令和4年度に新たに農業経営を開始する方で、要件を全て満たす方が対象です。

### 【主な要件】

- ① 市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方
- ② 原則として49歳以下で独立・自営就農する方
- ③ 就農する市町村の「人・農地プラン」に中心経営体として位置付けられている方（見込みも可）、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ④ 本人負担分の経費について、融資機関から融資を受ける方（青年等就農資金を活用可）

※ 独立・自営就農とは、以下の条件を全て満たすことを指します。

- ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
- ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること

（なお、親等の経営を継承する場合は、上記の要件を満たし、親等の経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上または付加価値額を10%以上増加させる、もしくは生産コストを10%以上減少させる計画であると交付主体に認められることが必要です。）

## 支援内容

**支援額：補助対象事業費上限1,000万円**  
 （経営開始資金の交付対象者は上限500万円）  
**補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）**  
 〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

※ 交付対象の特例

- ・ 夫婦ともに就農する場合は、補助対象事業費上限が1.5倍となります。
- ・ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれ1人に対して補助対象事業費上限となります。



## 特徴

新規就農者が経営発展のために行う機械・施設等の導入を支援します。  
**対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶新植・改植等**

## お問い合わせ先

- ・市町村の農政担当窓口
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農支援G（TEL：03-3502-6469）

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

【事業名：青年等就農資金】

## 対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等 であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）

- ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員を占める法人
- ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く

## 支援内容

### 1. 借入条件等

- （1）資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- （2）貸付利率：無利子
- （3）借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- （4）償還期限：17年以内
- （5）据置期間：5年以内
- （6）担保等：実質無担保・無保証人

### 2. 取扱金融機関

- 株式会社 日本政策金融公庫  
 （沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）
- ※ 1 農協等民間金融機関による転貸も可
  - ※ 2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、ご希望に添えない場合があります。

### <資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草木・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
  - ・ 農機具、運搬用器具等の賃借権の取得に必要な資金
  - ・ 創立費、開発費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
  - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
  - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用器具等
  - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

## 青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう！

「一農（いちのう）ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者。また、そんな若者を応援する方ならどなたでも参加いただけます。

まずは、こちら↓から、メルマガ登録！！

[http://www.maff.net.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/1nou.html](http://www.maff.net.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/1nou.html)

QRコードでwebサイトを表示できます。



## お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、都道府県、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
- ・ 農林水産省担当課：経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

## 8 新たな人材を確保したい

人と農地の  
問題の解決

人材を育成  
・確保

経営継承  
を支援

経営発展に  
向けた取組

資金の確保

機械・施設  
の導入

安定した  
農畜産物の生産

高付加価値化  
・輸出の取組

環境への取組

災害、収入  
減少への備え

その他の支援

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して、資金を助成します。

▶【事業名：雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）】

### 対象となる方

#### （農業法人等の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
- ・ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること  
（雇用就農者が支援終了後に独立することを前提としている場合は有期雇用でも可）
- ・ 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去5年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ・ 農業の「働き方改革」の実行計画を提出すること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること

#### （雇用就農者の主な要件）

- ・ 原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

### 支援内容

助成額：年間最大60万円（最長4年間）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。
- ※ 雇用就農資金には、雇用就農者育成・独立支援タイプのほか、就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して資金を助成する「新法人設立支援タイプ」もあります。

助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

### お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2162）

次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や食品企業等の異業種の法人に職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

▶【事業名：雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）】

## 対象となる方

### （派遣元となる農業法人等の主な要件）

- ・ 派遣する職員を正職員として雇用していること
- ・ 派遣を受け入れる法人との間に出向契約を結ぶこと
- ・ 研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること  
（個人経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること）

### （派遣を受け入れる法人の主な要件）

- ・ 派遣元となる農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、職員を受け入れること
- ・ 受け入れた職員を労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること
- ・ 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること

### （派遣職員の主な要件）

- ・ 派遣元となる農業法人等の役員、正職員又は個人経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- ・ 原則55歳未満の者であること

## 支援内容

助成額：月最大10万円（①②合計）（最短3ヶ月～最長2年間）

### 助成対象経費

- ①派遣する職員に替わり新たに雇用する職員（代替職員）の人件費
- ②派遣する職員の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金  
（いずれも派遣元が負担するものに限りです）

## お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2162）

産地内における労働力確保を推進するための取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援します。

▶【事業名：農業労働力確保支援事業】

## 対象となる方

都道府県、市町村、農協、協議会 等

## 支援内容

農業現場における労働力不足を解消するため、以下の取組を支援します。

- (1) 産地内における労働力確保を推進するための取組  
〔労働力募集アプリの活用のための周知やアプリ利用講習会の開催、  
産地内の農業者の労働力不足情報の収集・マッチングを支援 等〕
- (2) 繁忙期の異なる他産地・他産業との連携による労働力確保の取組  
〔複数産地共同での労働力募集の取組やそれに伴う交通費・宿泊費を支援 等〕

## <補助率>

定額補助（上限350万円/年）

※他産地・他産業との連携による労働力確保に取り組む場合、上記のほか、確保した労働者の交通費・宿泊費を支援（定額補助。上限1,000万円）

## <実施期間>

事業採択年度より最大2年間

## 特徴

### 支援対象となる取組の例

1. 取組の推進体制の構築  
労働力確保に向けた取組内容を検討するための会議の開催
2. 労働力の需給状況の把握  
労働力ニーズの詳細や地域の状況把握のための調査の実施
3. 労働力の確保・育成  
求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、応募した労働者に対する研修・体験会の開催 等



## お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定  
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2162）

## 従業員や研修生等の募集を支援します。

▶【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業、農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営者サポート事業】

### 対象となる方

農業法人等、都道府県、市町村等

### 支援内容



「農業をはじめる.jp」  
 はこちらのQRコードから



「農業をはじめる.JP」は、  
 職業としての農業に興味を持たれた方や、  
 農業を仕事にしたいと考え始めた方に、  
 役立つ情報を集めたポータルサイトです。

1. 全国及び各都道府県に設置する窓口での就農相談。全国農業会議所の運営するホームページ（農業をはじめる.JP）に登録いただいた求人情報・研修情報等の発信。
2. 就農相談会の開催や雇用就農者の定着に向けた雇用就農者向けの相談活動、研修会の開催等を実施する取組を支援。
3. 従業員を募集している農業法人等と就農希望者のマッチングを行うための合同会社説明会（新・農業人フェア）に出展することができます。

### お問い合わせ先

1. （一社）全国農業会議所（ <https://www.be-farmer.jp/> ）  
 （TEL：03-6910-1126）
2. 最寄りの都道府県の新規就農担当課
3. 事業実施主体は公募により選定  
 農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

## 短期農業就業体験（農業インターンシップ）の受入を支援します。

▶【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業】

### 対象となる方

農業法人等

### 支援内容

受入助成額：上限2万8千円（農業就業体験参加者の受け入れ1名当たりの支援）

- 農業法人等での就業希望者を対象に、短期間（2日間～6週間程度）の就業体験参加者を受け入れた農業法人を支援します。
- 雇用に向けたマッチング（ミスマッチの防止）にも有効です。

### お問い合わせ先

- 事業実施主体は公募により選定  
 農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

地域における新規就農者及び就農希望者をサポートする体制整備を支援します。

▶ 【事業名：新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業】

## 対象となる方

市町村、協議会、農業団体等

## 支援内容

### 1 就農相談体制の整備

市町村等における、農地・資金・生活面など、就農から定着まで一元的に相談できる窓口の設置及び、当該窓口における相談活動を支援します。

### 2 先輩農業者等による技術面等のサポート

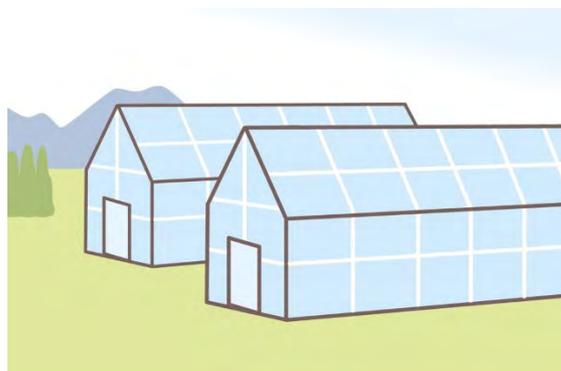
新規就農者の早期の経営安定と定着を図るため、先輩農業者等による技術・販路等の指導等を支援します。

### 3 研修農場の整備

就農希望者を対象とした、実践的な研修農場の整備費用を支援します。

## 補助率

2分の1以内



お問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進G (TEL : 03-3502-6469)  
 " 農業教育G (TEL : 03-6744-2160)

農業経営や生産技術に関する研修を実施する農業教育機関等を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業】

## 対象となる方

農業に関する研修を実施する都道府県、市町村、民間団体等の農業教育機関  
 （研修の対象者：農業者、就農希望者、農業教育機関の学生等）



## 支援内容

（全国段階の取組）

- 先進的な農業知識に関するオンライン講座の提供  
<https://mirai2021.jp/>



（地域段階の取組）

- 農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、社会人の就農希望者や現役の農業者を対象とした研修を含めた、農業教育の高度化、充実のための取組への支援

## 特徴

○ 農業大学校、農業高校等における教育の高度化を図るため、以下の取組を支援します。

（ア）全国事業

- ・ 全国共通で学べるオンライン講座の作成
- ・ 学生・指導者向け研修の実施
- ・ 民間企業が実施する県域を越えた農業研修を行う取組

（イ）都道府県事業

- ・ スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラムの強化
- ・ 研修に必要な機械・設備の導入
- ・ 現場実習や外部講師を招へいして実施する出前授業の実施
- ・ LAN環境の整備

○ 各都道府県の農業教育機関では農業経営や農業技術等に関する様々な研修を開催しています。

[http://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou\\_jinzaikusei\\_kakuho/kyoiku\\_syoukai.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaikusei_kakuho/kyoiku_syoukai.html)

※2022年度の研修開催情報については、各研修機関にお問合せください。



お問い合わせ先

・最寄りの都道府県

・農林水産省 担当課：経営局 就農・女性課 農業教育G（TEL：03-6744-2160）

# 9 経営体の魅力を発信したい

認認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業経営体の魅力ある取組を、農業の「働き方改革」実行宣言サイト内で紹介します。

▶【サイト名：農業の「働き方改革」実行宣言】



## 農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて 農業経営体の魅力ある取組を紹介しています。

農業がより魅力的な職業となるようにするには、将来を見据え、「選ばれる」経営体になるには、多様なチャレンジが今、始まっています。

このサイトでは農業経営者の皆さんの、農業の「働き方改革」実行宣言を紹介します。そして、「働き方改革」に取り組む経営体についても知ることができます。



### ◆応募資格

農業経営者の方（法人でも家族経営でも）

### ◆公表

農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて順次掲載  
農業高校、農業大学校生をはじめとし一般に広く周知

### ◆応募方法

特設サイト内の応募フォームより、次の内容を送信ください。

- ① 私の働き方改革実行宣言（目標と取組内容）
- ② ①のポイントを持った写真

### ❖ 農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト

<https://be-farmer.jp/hatarakikata/>

（全国新規就農相談センター内）

宣言の紹介のほか、ガイドブック、事例など、「働き方改革」を具体的に進める情報を掲載



### お問い合わせ先

- ・全国新規就農相談センター（TEL：03-6910-1126）
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課企画G（TEL：03-3501-1962）

# 10 農福連携に取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、多世代・多属性が交流・参加するユニバーサル農園※の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備を支援します。

▶【事業名：農山漁村振興交付金（農福連携対策）】

## 対象となる方

農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業

## 支援内容

### 1 農福連携支援事業

農福・林福・水福連携の取組において、障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用等を支援します。

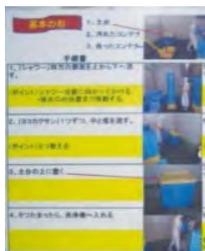
- 事業期間 2年間
- 交付率 定額（上限150万円／年等）



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



ユニバーサル農園の運用

### 2 農福連携整備事業

障害者等の雇用・就労に配慮した農林水産物生産施設、農林水産物加工・販売施設、ユニバーサル農園施設及び安全・衛生面にかかる施設等の整備を支援します。

- 事業期間 最大2年間
- 交付率 1/2以内（上限1,000万円、2,500万円等）



農業生産施設  
（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所・トイレの整備



園地、園路整備



加工処理施設

「農福連携の推進」について：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

※ ユニバーサル農園…将来の農業現場での雇用・就労を見据え、障害者等による農作物の栽培や販売等の職業訓練的な利用が可能な体験農園

お問い合わせ先

・最寄りの農政局  
・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課農福連携推進室（03-3502-0033）